

令和5年6月
令和5年第3回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 2号	令和4年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	1
報告第 3号	令和4年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	3
報告第 4号	令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書	9
報告第 5号	令和4年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書算	11
報告第 6号	令和4年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書	13
報告第 7号	令和4年度栃木市一般会計事故繰越し繰越計算書	15
報告第 8号	放棄した債権の報告について	17
報告第 9号	一般財団法人栃木市農業公社の令和5年度事業計画書の提出について	18
議案第58号	令和5年度栃木市一般会計補正予算(第3号)	別冊
議案第59号	令和5年度栃木市一般会計補正予算(第4号)	別冊
議案第60号	令和5年度栃木市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
議案第61号	令和5年度栃木市下水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
議案第62号	栃木市シェアサイクル条例の制定について	19
議案第63号	栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第64号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第65号	栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第66号	栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	35
議案第67号	佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う 財産処分について	37
議案第68号	佐野市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について	39
議案第69号	財産の取得について(栃木市消防本部・栃木市消防署備品(事務用品))	43
議案第70号	財産の取得について(高規格救急自動車)	44
議案第71号	工事請負契約の締結について(高機能消防指令センター整備工事)	45
議案第72号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	46

令和4年度栃木市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和4年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
2 総務費	1 総務管理費	地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業(都賀)	円 1,434,488,000	円 302,005,000	円	円 302,005,000
4 衛生費	2 清掃費	とちぎクリーンプラザ施設保守整備事業	8,797,812,000	3,773,000		3,773,000
9 消防費	1 消防費	消防庁舎整備事業	1,655,984,000	1,285,665,000		1,285,665,000
合 計			11,888,284,000	1,591,443,000	0	1,591,443,000

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円
111,227,000	190,778,000	190,778,000	1,146,000		170,700,000	18,932,000
1,771,000	2,002,000	2,002,000	2,002,000			
694,329,985	591,335,015	591,335,015	10,840,015		532,200,000	48,295,000
807,327,985	784,115,015	784,115,015	13,988,015	0	702,900,000	67,227,000

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

令和4年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	学童保育施設整備事業	8,310,000 円
		学童保育事業	3,850,000
		保育対策総合支援事業補助金	4,200,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	198,000,000
		水道事業会計補助金	420,000,000
	2 清掃費	ごみ収集車購入事業	7,997,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産振興事業補助金	406,161,000
		県単独農業農村整備事業	4,752,000
		市単独農業農村整備事業	6,919,000
		防災重点農業用ため池整備事業	10,300,000
	2 林業費	林道整備事業	11,259,000
		ナラ枯れ被害緊急対策事業	1,944,000
7 商工費	1 商工費	オフィス移転等支援補助金	2,000,000
		産業団地関連道路補修事業	32,000,000
8 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業負担金	9,630,000
		木造住宅耐震化促進事業	13,100,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 8,310,000	円	円	円 6,500,000	円	円 1,810,000
3,850,000		1,936,000			1,914,000
4,200,000		4,200,000			0
180,000,000		180,000,000			0
420,000,000	200,000,000	61,445,000			158,555,000
5,397,000					5,397,000
406,161,000		406,161,000			0
4,752,000		1,645,000			3,107,000
6,919,000					6,919,000
10,300,000		10,300,000			0
11,259,000		3,027,000	6,400,000		1,832,000
1,937,000	968,500	968,500			0
2,000,000					2,000,000
32,000,000		15,000,000	15,000,000		2,000,000
8,000,000			8,000,000		0
2,600,000		1,700,000			900,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	舗装修繕事業	32,000,000 円
		市道各号線道路改良事業	8,907,000
		市道2065号線道路改良事業(栃木平井町)	26,775,000
		市道1024号線道路改良事業(栃木吹上町・宮町・皆川城内町)	51,900,000
		市道11156号線交通安全施設整備事業(栃木入舟町)	37,400,000
		市道1033号線交通安全施設整備事業(栃木大宮町)	105,656,000
		市道1066号線道路改良事業(藤岡富吉1区)	27,700,000
		スマートIC整備事業	340,865,000
		今泉泉川線道路整備事業(栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町)	41,946,000
		市道23002号線道路改良事業(大平下皆川)	11,000,000
		市道2089号線道路改良事業(大平富田)	19,000,000
		市道61074号線道路改良事業(岩舟三谷)	26,505,000
		市道33074号線(藤岡駅前広場)道路改良事業(藤岡内町)	43,500,000
	市道各号線通学路歩道整備事業	11,000,000	
市道2098号線(両明橋)橋りょう整備事業(大平榎本)	43,000,000		
3 河川費	雨水・浸水対策事業	92,000,000	

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
32,000,000		15,000,000	17,000,000		0
8,349,000			8,200,000		149,000
26,775,000		9,361,000	15,600,000		1,814,000
51,900,000		16,027,000	32,300,000		3,573,000
34,200,000		17,215,000	15,200,000		1,785,000
98,757,000		48,354,000	47,700,000		2,703,000
27,336,000		11,660,000	12,500,000		3,176,000
340,865,000		171,600,000	151,500,000		17,765,000
35,908,000		7,150,000	25,800,000		2,958,000
11,000,000			11,000,000		0
19,000,000			19,000,000		0
17,705,000			15,900,000		1,805,000
42,616,728			42,600,000		16,728
11,000,000		3,795,000	2,700,000		4,505,000
41,808,000		22,000,000	18,000,000		1,808,000
78,400,000			78,400,000		0

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	公園施設長寿命化対策事業	40,700,000 ^円
		岩舟総合運動公園施設改修事業	16,600,000
		まちなか土地利用計画推進事業	2,900,000
9 消防費	1 消防費	防災ハザードマップ改訂委託	20,768,000
10 教育費	1 教育総務費	学校給食事業	27,005,000
	2 小学校費	小学校活動継続整備事業	31,950,000
		小学校施設整備事業	70,631,000
		小学校設備省エネ化推進事業	63,358,000
	3 中学校費	中学校活動継続整備事業	15,300,000
		中学校設備省エネ化推進事業	105,194,000
	4 社会教育費	伝建地区拠点施設整備事業	175,828,000
		文化会館施設改修事業	14,124,000
合 計			2,643,934,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 40,700,000	円	円 18,100,000	円 16,200,000	円	円 6,400,000
16,600,000	12,315,000				4,285,000
2,900,000					2,900,000
20,768,000		10,332,000			10,436,000
25,817,000					25,817,000
31,950,000		31,950,000			0
70,631,000		9,506,000	59,300,000		1,825,000
63,358,000		18,165,000	43,900,000		1,293,000
15,300,000		15,300,000			0
105,194,000		24,621,000	74,600,000		5,973,000
175,828,000		2,000,000	140,800,000		33,028,000
10,124,000					10,124,000
2,564,474,728	213,283,500	1,138,518,500	884,100,000	0	328,572,728

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

令和4年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
1 産業団地造成事業費	1 産業団地造成事業費	栃木インター西産業団地造成事業	円 124,131,000
合 計			124,131,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 83,171,000	円	円	円 83,100,000	円	円 71,000
83,171,000	0	0	83,100,000	0	71,000

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

令和4年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道整備事業	226,930,000	196,130,000	8,767,000
		水道設備更新事業	373,764,000	128,242,000	244,137,000
		水道施設耐震化事業	61,050,000	20,493,000	26,851,000
合 計			661,744,000	344,865,000	279,755,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	他事業の進捗に合わせて履行する委託業務であるが、他事業の進捗に大幅な遅れが生じたため
		8,767,000	22,033,000		
		244,137,000	1,385,000		半導体及び電子部品の需要難から納期が遅延したため
		26,851,000	13,706,000		漏水の影響により工事の進捗に大幅な遅れが生じたため
0	0	279,755,000	37,124,000	0	

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

令和4年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道建設事業	926,378,000	669,451,335	173,000,000
		雨水渠整備事業	848,342,000	450,692,479	392,400,000
		固定資産取得	1,801,000		1,387,980
	合	計	1,776,521,000	1,120,143,814	566,787,980

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
50,479,000	112,000,000	10,521,000	83,926,665		関係機関との施工調整に不測の日数を要したため
179,520,500	212,800,000	79,500	5,249,521		遮水壁の施工に不測の日数を要したため
		1,387,980	413,020		半導体不足等の影響により納入時期が遅れているため
229,999,500	324,800,000	11,988,480	89,589,206	0	

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

令和4年度栃木市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
8 土木費	4 都市計画費	公園施設整備事業	円 22,418,000	円 7,491,000	円 14,927,000	円
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業 (令和元年台風19号災害)	53,893,000		53,893,000	
合 計			76,311,000	7,491,000	68,820,000	0

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
円 14,927,000	円	円	円 14,900,000	円	円 27,000	大平運動公園トイレ改修工事の工事完成検査において、施工に不備があり修補指示を受けたが、修補に約3週間を要するため、年度内の完了ができなかったため
円 53,893,000		円 35,946,000	円 17,900,000		円 47,000	県の事業見直しにより令和4年度へ繰越しをしたが、県の改良復旧工事の工期が延長となり、年度内の完了ができなかったため
円 68,820,000	円 0	円 35,946,000	円 32,800,000	円 0	円 74,000	

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

放棄した債権の報告について

栃木市債権管理条例（平成24年栃木市条例第37号）第15条第1項の規定により、市の債権について、次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

債権放棄調書

債権の名称 (担当部課)	債権の額 (円)	放棄した事由	放棄決定日	債権の件数
学童保育事業費負担金 (こども未来部 子育て支援課)	124,000	第2号(時効完成)	令和5年3月31日	11
小計	124,000			11
水道料金 (上下水道局 上下水道総務課)	14,448	第1号(破産)	令和5年3月31日	3
	4,105,852	第2号(時効完成)	令和5年3月31日	235
小計	4,120,300			238
学校給食費 (教育委員会事務局 保健給食課)	111,600	第4号(無資力)	令和5年3月31日	5
	370,141	第6号(所在不明)	令和5年3月31日	22
小計	481,741			27
合計	4,726,041			276

一般財団法人栃木市農業公社の令和5年度事業計画書の提出に
ついて

一般財団法人栃木市農業公社の令和5年度事業計画書を地方自治法（昭和
22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出
する。

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市シェアサイクル条例の制定について

栃木市シェアサイクル条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市シェアサイクル条例

(設置)

第1条 市街地における観光客及び市民の交通の利便性の向上並びにまちなかの周遊性の向上を図るため、栃木市シェアサイクル（他人と共有し、必要なタイミングで利用することができる専用の自転車及びその駐輪施設をいう。以下「シェアサイクル」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 シェアサイクルの駐輪施設（以下「駐輪施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木駅北口ステーション	栃木市河合町1385番地
岩下の新生姜ミュージアムステーション	栃木市本町1番25号
旧栃木警察署跡地ステーション	栃木市室町222番1
とちぎ山車会館ステーション	栃木市万町3番23号
栃木市立美術館・文学館ステーション	栃木市入舟町7番26号
栃木市役所本庁舎ステーション	栃木市万町9番25号
嘉右衛門町伝建地区ガイドンスセンターステーション	栃木市嘉右衛門町2番11号
新栃木駅西口ステーション	栃木市平柳町一丁目118番2

2 駐輪施設に配置する自転車（以下「自転車」という。）の種類及び台数

は、規則で定める。

(利用時間)

第3条 シェアサイクルを利用することができる時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の承認)

第4条 自転車を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に必要な条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 駐輪施設、自転車又はこれらの附帯設備を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第6条 自転車の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、次のとおりとする。

利用時間	使用料
------	-----

利用開始から利用開始後30分まで	130円
利用開始後30分経過後	15分につき100円。ただし、12時間につき1,800円を上限とする。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により、自転車を利用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、承認を受けた目的以外に自転車を利用し、又はその権利を譲り渡し、若しくは転貸してはならない。

(承認の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を停止し、又は承認を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 利用承認の条件又は指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定による処分により利用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(自転車の返還)

第10条 利用者は、自転車の利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により利用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、直ちに自転車を駐輪施設のいずれかに返還しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、駐輪施設、自転車又はこれらの附帯設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第12条 利用者が、自己の責めに帰すべき理由によりシェアサイクルの利用中に起こした事故又は駐輪施設、自転車若しくはこれらの附帯設備の損傷、滅失若しくは盗難等（以下これらを「事故等」という。）については、利用者の責任において解決するものとし、市は、一切の責任を負わないものとする。

(事故等の報告)

第13条 利用者は、事故等が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市税条例の一部を改正する条例

栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による

申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同

項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2第21項中「0」を「3分の1」に改める。

附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第10条の2第21項の改正規定 公布の日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4

項の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の栃木市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の栃木市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき栃木市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例に

よる。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第2の11の項の次に次の1項を加える。

11の2	法第52条第6項第3号の規定に基づく認定	建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
------	----------------------	------------------------------	---------

別表第2の17の項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同表の19の2の項の次に次の1項を加える。

19の3	法第58条第2項の規定に基づく許可	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
------	-------------------	--------------------------	----------

別表第2の33の項中

建築物の数が1である場合	を	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合
--------------	---	-------------------------------------

改め、同表の36の項中「一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に、

建築物の数が1である場合

建築物（増築等を行わない
一敷地内認定建築物を除
く。以下この項において同
じ。）の数が1である場合

を

に

改める。

別表第2の37の項中「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外
の建築物の建築」を「一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外
の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築
等」に、

建築物（一敷地内認定建築物
又は一敷地内許可建築物を除
く。以下この項において同
じ。）の数が1である場合

建築物（増築等を行わない
一敷地内認定建築物又は増
築等を行わない一敷地内許
可建築物を除く。以下この
項において同じ。）の数が
1である場合

を

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

栃木市歴史民俗資料館条例（平成22年栃木市条例第220号）の一部を
次のように改正する。

第2条の表栃木市蔵の資料館「古久磯提灯店見世蔵」の項を削る。

別表第1 栃木市蔵の資料館「古久磯提灯店見世蔵」の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、
令和5年10月1日から栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体
の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更すること
について、関係地方公共団体と協議するものとする。

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合同規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「那須地区広域行政事務組合 佐野地区衛生施設組合」を「那須地区広域行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う退職手当支給事務にかかる財産処分について、別紙のとおり関係地方公共団体と協議するものとする。

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退する
ことに伴う財産処分に関する協議書

令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち退職手当支給事務にかかる財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、下記のとおり定める。

記

栃木県市町村総合事務組合は、栃木県市町村総合事務組合負担金等条例（平成18年組合条例第21号）第10条第1項の規定により、佐野地区衛生施設組合が、栃木県市町村総合事務組合において退職手当支給事務を共同処理することとなった日から当該事務を共同処理しないこととなった日までの間に納付した一般負担金、特別負担金及び納付金の総額と、事務費に相当する金額として一般負担金の算定の基礎となった給料月額総額の総額に1000分の0.85を乗じて得た額に相当する額及び当該期間に支給した退職手当の総額の合計額との差額を佐野地区衛生施設組合に還付するものとする。

令和5年 月 日

栃木市長 大川 秀子

佐野市へのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、次のように規約を定め、令和5年10月1日から栃木市のし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務を佐野市に委託することを協議することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

佐野市と栃木市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約（別添のとおり）

佐野市と栃木市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の
委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 栃木市は、次に掲げる事務の管理及び執行を佐野市に委託する。

- (1) 平成22年3月28日における藤岡町及び平成26年4月4日における岩舟町の区域に係るし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理（収集及び運搬に係るものを除く。）に関する事務
- (2) し尿等の受入施設の管理運営に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 前条の規定により委託する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、佐野市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、栃木市の負担とし、栃木市は、これを佐野市に納付するものとする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、佐野市長が栃木市長と協議して定める。この場合において、佐野市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を栃木市長に送付しなければならない。

(予算の計上)

第4条 佐野市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、佐野市一般会計歳入歳出予算に分別して計上するものとする。

(経費の精算)

第5条 佐野市長は、各年度において、第3条第1項の規定により納付した

額に過不足額が生じたときは、その翌年度に精算するものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 佐野市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を栃木市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 佐野市長及び栃木市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第8条 佐野市長は、委託事務の管理及び執行について適用される佐野市の条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、栃木市長に通知しなければならない。

2 佐野市長は、前項に規定する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに栃木市長に通知しなければならない。

3 栃木市長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、佐野市長及び栃木市長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年10月1日から施行する。

(条例等の公表)

2 栃木市長は、この規約の告示の際、併せて第8条第1項に規定する条例

等が平成22年3月28日における藤岡町及び平成26年4月4日における岩舟町の区域に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。

財産の取得について

栃木市消防本部・栃木市消防署備品（事務用品）として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

1. 財産の表示 栃木市消防本部・栃木市消防署備品（事務用品）一式
（内訳 災害対策室会議用机11台、会議用椅子33脚、椅子台車1台、その他120品目790台）
2. 取得の方法 条件付き一般競争入札
3. 取得予定価格 23,138,522円
4. 取得相手 栃木市富士見町14番12号
有限会社栃木大気堂
代表取締役 小笠原 文子

財産の取得について

高規格救急自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の表示 | 高規格救急自動車 1台 |
| 2 | 取得の方法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 39,600,000円 |
| 4 | 取得相手 | 宇都宮市横田新町3番47号
栃木トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 新井 孝則 |

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 高機能消防指令センター整備工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 663,080,000円 |
| 4 契約の相手方 | 神奈川県川崎市高津区末長3丁目3番17号
株式会社富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部
部長 新田 洋司 |

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市公平委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 宇都宮市大通り2丁目3番1号

氏 名 増子 孝徳

生年月日 昭和43年4月6日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

